

圧縮水素充填設備設置給油取扱所における消防法の技術基準概要

<防火設備> ・当該法令の規定による

<防火水の侵入防止>

- ・防火設備から放出された水が給油空地、ポンプ室、タンク注入口に達することを防止する措置を講ずる

<圧縮水素、LPG受入設備>

- ・給油空地等以外で、給油空地にてガスの受入ができない場所
- ・自動車等の衝突を防止する措置

<圧縮機> ・最大常用圧力を超えた場合、自動運転停止

- ・吐出側直近の配管に逆止弁設置
- ・自動車等の衝突防止措置

<危険物から水素を製造する改質装置>

- ・危険物の流出防止
- ・地盤面は危険物が浸透しない材料
- ・第4類危険物:ためますに油分離装置
- ・危険物の漏れ、あふれ、飛散防止
- ・温度測定装置設置
- ・直火を用いない構造
- ・危険物加圧設備に圧力計、安全装置
- ・静電気発生設備には静電気除去装置
- ・電動機、ポンプ、弁、継手等は火災予防上支障ない位置に取り付ける
- * 自動車等の衝突防止措置。野外設置
- * 原料、水素漏洩時に運転自動停止
- * ポンプ最大常用圧力を超えない措置

<上記を除く改質装置>

- ・LPGや都市ガス等を原料とする場合は、危規則第27条の5第5項第2号が適用(二を除く)

<洗車設備> ・固定給油設備から4m以上等

<障壁> ・圧縮機、蓄圧器、改質装置と給油空地等、タンク注入口間に障壁設置

<簡易タンク> ・構造、設備は簡易タンク貯蔵所を準用

- ・水素スタンドから火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止する措置

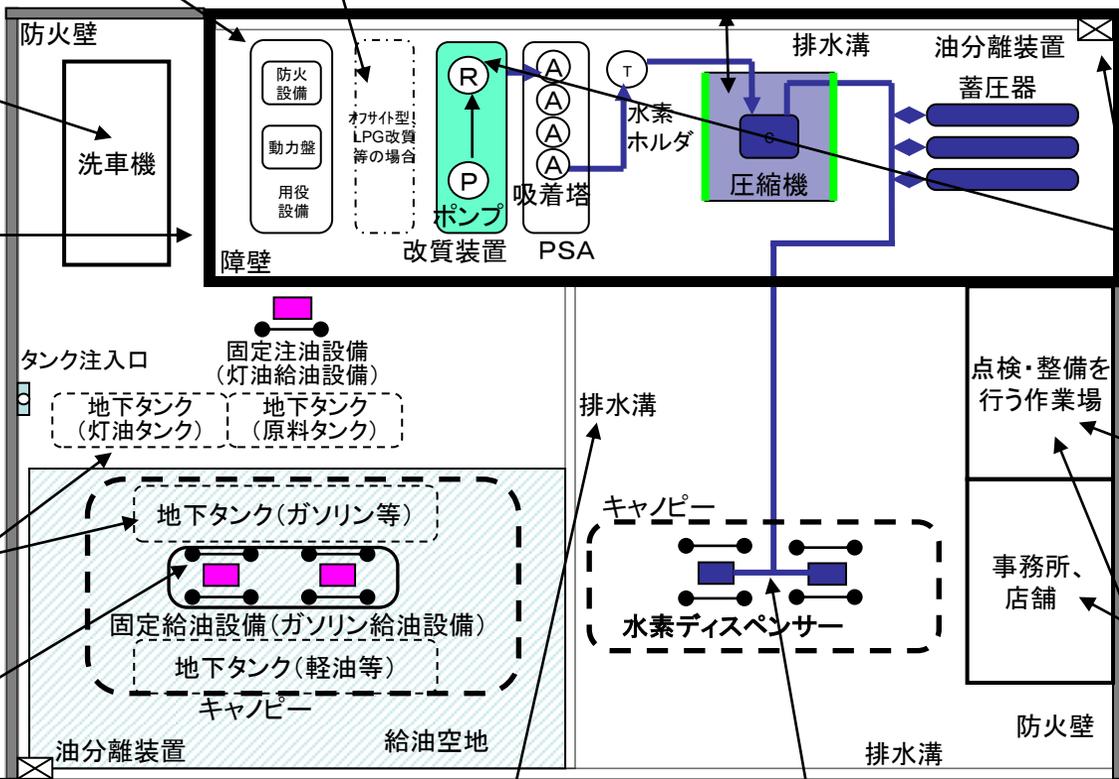
<専用タンク等>

- ・危険物タンクは地盤面下
- ・専用タンクは地下タンク貯蔵所の基準準用

<衝突防止> ・固定給油設備、固定注油設備に自動車等の衝突防止措置

<屋外給油取扱所>

- ・水素スタンド併設給油取扱所は屋内給油取扱所以外の給油取扱所であること
- ＝キャンピー面積は(給取所面積－建築物床面積)×1/3未満



<自動車等の点検・整備を行う設備>

- ・道路境界線から2m以上、固定給油設備から4m以上等離す
- ・危険物の漏れ、あふれ、飛散防止

<設置できる建築物> ・給油等、圧縮水素充填作業場、事務所、水素充填のために出入する者を対象とした店舗等、作業場、洗車場、給油取扱所所有者の住居・事務所、店舗、飲食店、展示場、作業場の合計は300m2未満

<耐火構造>

- ・壁、柱、床、はり、屋根は耐火構造又は不燃材。窓、出入口に防火設備設置
- ・可燃性蒸気が内部に流入しない構造

<水素ディスペンサー>

- ・位置は給油空地等以外で、かつ給油空地等にて充填できない場所
- ・充填口が正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造、かつ著しい引張でホース破断によるガス漏れを防止する措置

<流入防止>

- ・固定給油設備、タンク注入口等から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止する措置
- ・ガス配管から火災発生時に給油空地等及び専用タンク注入口への延焼の防止措置

- ・自動車等の衝突を検知し、運転自動停止

<ガス配管>

- ・給油空地等以外の場所
- ・自動車等の衝突のおそれのない場所
- ・ガスが滞留するおそれのある場所では接続部溶接。ガス漏れ検知器設置で免除
- ・蓄圧器からのガス供給を緊急停止できる装置設置。この起動装置は速やかに操作できる箇所へ設置

※危規則
・危険物の規制に関する規則